

漁業権の免許について

1 根拠

(1) 漁業の免許（漁業法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項）

漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。免許を受けた者は、当該漁業権を取得する

(2) 内水面漁場管理委員会への諮問（漁業法第 70 条）

免許の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない

2 免許についての適格性（漁業法第 72 条）

(1) 区画漁業権（第 1 項） 【申請者：池の平土地改良区（白樺湖）（内区第 1 号）】

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること
- 二 暴力団員等であること
- 三 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること

(2) 特定区画漁業権（第 2 項第 1 号） 【申請者：諏訪湖漁協（内区第 2 号）】

- ア 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合
- イ 関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の 2/3 以上の世帯を組合員に含むこと

(3) 共同漁業権（第 2 項第 2 号） 【申請者：県内の全河川湖沼漁協（内共第 1 号～第 18 号）】

- ア 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合
- イ 関係地区内に住所を有し、1 年に 30 日以上、水産動植物の採捕又は養殖をする者の 2/3 以上の世帯を組合員に含むこと

3 免許をしない場合（漁業法第 71 条第 1 項）

- 一 申請者が適格性を有する者でないとき
- 二 内水面漁場計画（公示）の内容と異なる申請があったとき
- 三 漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき
- 四 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

4 免許をすべき者の決定（漁業法第 73 条第 1 項）

都道府県知事は、漁業の免許を申請した者に対して、3（漁業法第 71 条第 1 項各号）のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない